

議案第 35 号

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成 17 年愛西市条例第 99 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。